

アメリカの社会保障番号と医療

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会

2014年7月24日木曜

Norio Higuchi

Professor of Law, nhiguchi@j.u-Tokyo.ac.jp

Social Security Number (SSN)

社会保障番号

1 アメリカで唯一の共通番号

—対象は全国民、および在留許可を得た外国人、さらに一時居住者にも

2 42 USC ch.7 =Social Security Act of 1935

1935年11月から発行を始めて、3ヶ月で2500万枚を配布
9桁の数字 AAA-GG-SSSS

Area code Group number Serial Number

紙のカード

目的は、社会保障税の結果、退職後の公的給付を計算できるようにするため

退職給付の確定という目的

① The 3 legs are Social Security, employer pensions, and private savings

このうち社会保障分は、社会保障税支払いに見合うもの
それがいくらになるかを知らせるため

② 1986年までは、14歳未満にはSSN発行されず

Tax Reform Act of 1986 により5歳を超えると発行
両親の確定申告での控除のために必要

(それまでは性善説→扶養している子がいるとの申請を信じていたが、SSN拡大で、消えた子どもたちの発生)

③ 1990年には1歳に 現在は出生証明書申請とともに

事実上の共通番号(ID)に

- 本来の目的は退職後の社会保障給付の把握
- 本人の所得把握 その中で社会保障税給付履歴
- 他の多様な目的に利用される
- 従業員ファイル
- 医療記録
- 医療保険番号
- クレジット・銀行ファイル
- 大学のID
- 電気ガスなどの公共料金支払いにも

なりすましの弊害 (Identity theft)

- 見える番号
- しかも、番号を要求する場面が多い
- ①写真その他の本人識別子なし 生年月日もない
- ②SSN利用の際、他の本人確認がない場合あり
- そこで、なりすまして銀行口座開設やローン申請などの被害例が増加。他方で、番号から紐付けされた情報を取得されてプライバシー侵害も生ずる事態となった
- そこで、現在は、SSNを求めないよという方向性

しかし、医療では

- なぜ、患者のSSNを医療者は求めるのか？
- 通常は診療費支払いとの関係
- ①FTCの2007年規則(Red Flags Rule)により、債務者の特定を明確にするルールが作られた。医療機関は免除されたが、それに従う医療機関が相当数ある。
- ②医療費支払いを確実にするため。Medicare ではSSNを利用しているので、一律にSSNを求める慣行が。
- ③患者死亡後の医療費請求を行いやすくするため。
- (死亡時の債務整理に参加しやすくなる)
- ④移民者について、SSNがあるか否かを確認する。
- したがって、患者にとってのメリットは少ないと思う場合がある。

SSNを提供しない場合

- ①医療費を現金で支払う
 - ②一部(最後の4桁)だけ示す
 - ③他のID(運転免許証)で代替する
 - ④しかし、診察を断られるケースあり
 - また事務的に時間が多くかかる可能性あり
-
- 要するに、医療の場面で、患者が誰かを識別するIDとして、SSNが広く使われている。
 - ところが、「なりすまし」にSSNが利用される弊害のため、現在は、慎重な利用が求められている

他方で、普遍的利用のできるIDが医療でも必要である

- ①ある患者の医療情報全体を知ったうえでの臨床
- ②アレルギーなどの情報は患者の安全に直結
- ③検査の重複等による患者負担の増加。もちろん社会的な負担の増加にもつながる

→HIPPA においても、医療IDの必要性が説かれたが、1998年、逆にプライバシー情報漏洩の懸念から、連邦議会は医療ID創出を先送り

→しかし、その後の情報保護技術の進展により、プライバシーの懸念は対処できると考えられている。

氏名 生年月日 性別 住所 電話番号 SSN

- ①名前の変更
 - ②同一氏名の人存在
 - ③性別の記載間違い 性転換
 - ④住所の変更
 - ⑤電話番号の変更
 - ⑥SSNについては、その利用が制限され、下4桁でも共通の人はたくさんいる。
-
- しかし、上記のうち、最も信頼できるのはSSNであり、2004年までに、医療IDとして実質的に機能→保護の必要性

SSN情報の保護

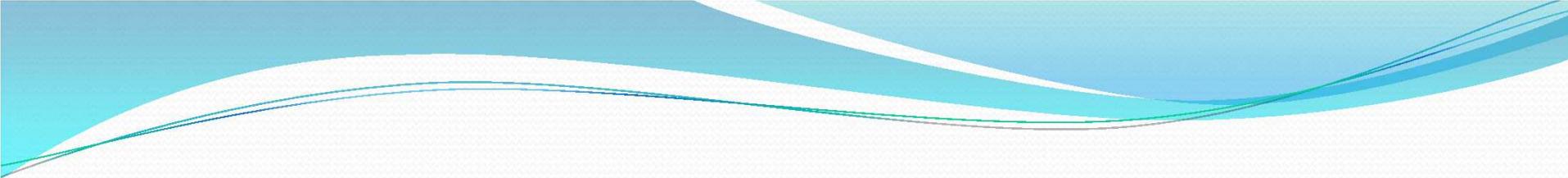
- 医療機関内部で、限られた職員だけが知ることができるようなシステムを作る→経理関係、患者登録関係者
- 下4桁だけを使う
- →しかし、このような保護措置をすると、逆に、病院外との情報利用・連携を阻害

他方で SSN利用にも問題が

- 患者登録は、単に、口頭でSSNを聞くだけの場合がある
- カードを示されたとしても、写真もなければ人体認証因子もないので、本人かどうかはわからない
- なりすましにより金銭的な被害（銀行カード、クレジットカードなどの悪用）に結びつく例があるので、近年は、SSN利用を制限する方向性
- しかし、Medicareでなお利用されているのをはじめとして、実質的IDとしての役割は継続している

ランド財団の研究

- Hildebrand, Richard, James H. Bigelow, Basit Chaudhry, et al. "Identity Crisis: An Examination of the Costs and Benefits of a Unique Patient Identifier for the U.S. Health Care System."
2008.www.rand.org/pubs/monographs/MG753.html
- 医療IDがあれば・・・
 - ①医療安全の向上(データ連携)
 - 個人的にも、ビッグデータでも
 - ②EHRの合理化・簡素化、医療の効率性の向上
 - ③患者のプライバシー保護にも逆に寄与するはず

- 
- "One of the strongest reasons to adopt a uniform healthcare identifier is its ability to support privacy through the use of anonymous identifiers and anonymized data sets. This promises to enable a new era of patient control of the privacy of their clinical information through the creation of a standardized method to segregate and anonymize information in support of confidentiality and privacy."
 - Hieb, Barry. "A Cost Effective Method to Create a Universal Healthcare Identifier System." *Electronic Journal of Health Informatics* 5, no. 1 (2010). www.ejhi.net/ojs/index.php/ejhi/issue/view/8.

要するに

- アメリカでは社会保障番号が医療IDとして利用されてきたが、それが1930年代に導入された番号だったために、いくつかの欠陥を抱えている
- それに代わる医療IDにより、プライバシーに配慮しながら、本当に患者本人に直結し(本人を同定し)、その医療情報を共有・連携・活用する策が提案されているが、実現していない。
- 遅れてきた青年であるわが国では、アメリカと異なり、新たな技術を伴うID(番号制度)を創設できるチャンスがある